

○安堵町重度心身障害老人等医療費助成要綱

平成15年1月17日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）その他の法令の規定により負担しなければならない一部負担金又は一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

- (1) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(助成の要件)

第2条 一部負担金等の助成は、安堵町に住所を有する高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 安堵町心身障害者医療費助成条例（昭和48年安堵村条例第14号）第2条第1項第2号から第4号及び第2項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年安堵村条例第16号）第2条第1項の各号（第3号を除く。）に規定する助成要件に該当し、かつ、第4条に規定する支給制限を受けない者

(助成の申請)

第3条 一部負担金等の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、町長は必要な書類を添付させることができるものとする。

(助成の決定)

第4条 町長は、申請書を受理した場合において第2条の助成の要件に該当する者（以下「助成対象者」という。）であると認めるときは、重度心身障害老人等医療費請求書（第2号様式）（以下「請求書」という。）用紙を交付するものとする。

2 町長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて請求書用紙を交付できるものとする。

(一部負担金等の請求)

第5条 助成対象者は、医療機関等に一部負担金を支払った場合又は町長に医療費の支給を申請した場合は、請求書により町長に一部負担金等を請求するものとする。

(一部負担金等の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づく請求があったときは、診療報酬明細書又は連名簿により当該助成対象者が一部負担金を支払ったことを確認の上、一部負担金等を交付するものとする。

(助成の更新申請)

第7条 助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに安堵町重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書(第1号様式)を町長に提出するものとする。

2 第4条の規定は、前項の規定による更新申請があった場合において準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日要綱第3号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年7月12日告示第21号)

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の要綱の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則(平成20年3月11日告示第2号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日告示第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月29日告示第25号)

(施行期日)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

○安堵町心身障害者医療費助成条例

昭和48年9月28日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 安堵町内に住所を有する1歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受け、その程度がA1若しくはA2度の者

(3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規

定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令

(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。)

第6条の4第1項に規定する額を超えない者

(4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えないもの

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

3 第1項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)

の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 町長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条の2 安堵町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以降に受けた医療に係

る医療費について適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 17 日条例第 21 号）

- 1 この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係るこの条例による改正前の安堵村心身障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 3 月 12 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安堵村心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の安堵村心身障害者医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（昭和 61 年 5 月 27 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安堵町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の安堵町心身障害者医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（平成 6 年 9 月 13 日条例第 4 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安堵町乳幼児医療費助成条例安堵町母子医療費助成条例、安堵町老人医療費助成条例及び安堵町心身障害者医療費助成条例の規定は、平成6年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月9日条例第9号)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月8日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安堵町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月11日条例第6号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安堵町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の心身障害者医療費助成条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月10日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の安堵町心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日まで間は、この条例による改正後の心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。

3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、この条例による改正後の安堵町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1若しくはA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成23年3月8日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。